

「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯を支援するため、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。(2つの給付金は重複して受給できません。)

臨時福祉給付金

○支給対象者

(次の要件をすべて満たす人)

- 1 平成26年1月1日に米原市に住民登録がある人
- 2 平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市民税(均等割)が課税されている親族などに扶養されている人は対象外です。
- 3 生活保護を受けていない人
※給付金の支給決定までに死亡した人は対象となりません。

○支給額

1人につき1万円

※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当等の受給者は1人につき5千円が加算されます。

子育て世帯臨時特例給付金

○支給対象者

(次の要件をすべて満たす人)

- 1 平成26年1月1日に米原市に住民登録がある人
 - 2 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している人
 - 3 平成25年分の所得が、児童手当の所制限限度額未満である人
- 対象児童
支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童
※ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童、給付金の支給決定までに死亡した児童は対象となりません。

○支給額

対象児童1人につき1万円

申請手続きの流れ

① 申請書の送付

7月中旬に、給付金の対象になると思われる人に申請書を送付します。

② 受付

7月15日(火)から申請書の受付を開始します。申請書は、郵送または窓口へ提出してください。

郵送

・必要事項を記入した申請書と必要書類を、同封の返信用封筒に入れてポストへ投函してください。

窓口

次の窓口へ申請してください。

- ・各庁舎自治振興課、各行政サービスセンター
- ・市 社会福祉課 (山東庁舎) : 臨時福祉給付金
- ・市 子育て支援課 (山東庁舎) : 子育て世帯臨時特例給付金

③ 支給決定通知の送付

審査の結果、給付金の対象となる人には支給決定通知を送付します。給付金の対象とならない人には、不支給決定通知を送付します。

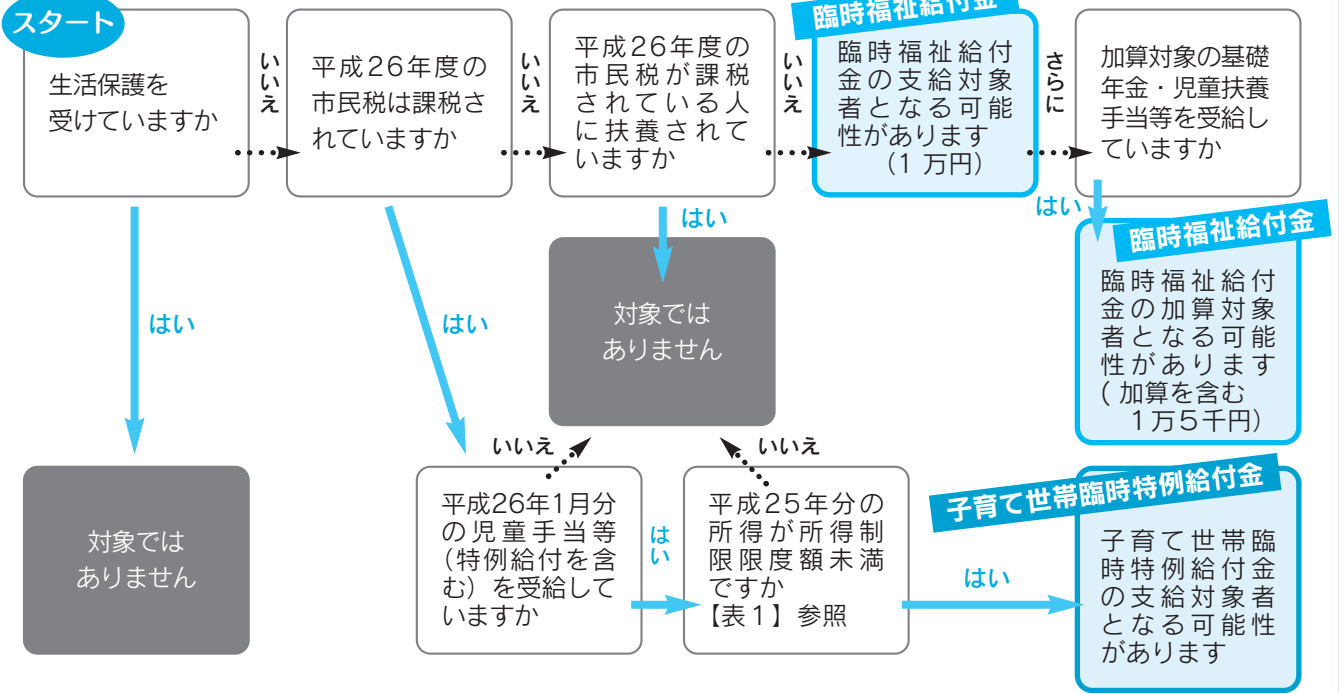
④ 給付金の振り込み

申請書に記載された指定口座に振り込みます。

申請期間

7月15日(火) ~ 12月26日(金)

対象者診断チャート



【表1】 <児童手当の所得制限限度額>

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与収入ベース)
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円

※基準日は平成26年1月1日です。
 ※このシートはあくまで一般的な場合を想定しています。

Q&A

Q1 自分が市民税(均等割)を課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A1 次の場合は課税されています。
 ・平成26年度の市民税課税通知書が市から届いた。
 ・平成26年6月分の給与の明細書に課税額の記載がある。

Q2 非課税ですが臨時福祉給付金の申請書が届きません。対象にならないのでしょうか？

A2 市民税(均等割)が課税されている親族などに扶養されている人は対象になりません。

Q3 平成26年1月2日以降に米原市に引っ越した場合の給付金の申請はどつなりますか？

A3 平成26年1月1日時点で住民登録がある市区町村での申請になります。

Q4 子育て世帯臨時特例給付金は児童手当に上乗せできますか？

A4 上乗せではなく、児童手当とは別に支給されます。

Q5 子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年3月に中学校を卒業した児童は対象になりますか？

A5 対象になりません。

Q6 公務員は「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書を勤め先から配布されていますが、どうすればいいのですか？

A6 平成26年1月1日時点で住民登録がある市区町村へ申請書を提出してください。

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の「振り込め詐欺」にご注意ください！



お問い合わせ

- 臨時福祉給付金 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 ☎55-8130
- 子育て世帯臨時特例給付金 市 子育て支援課(山東庁舎) ☎55-8104 ☎55-4040